

電 原 運 第 5 0 号
平成26年10月15日

原子力規制庁
原子力災害対策・核物質防護課長
荒木 真一 様

中 国 電 力 株 式 会 社
電源事業本部部長（原子力管理）
岩崎 昭正

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画における読み替えについて

平素より当社事業運営に関しまして、格別のご指導とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、平成26年4月3日付けで修正した島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画について、原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則が平成26年10月14日に施行されることによる、原子力規制委員会の体制の変更および原子力災害時における原子力事業者間協力協定、細則の修正等に伴い記載を変更しましたので、次回の修正まで添付資料のとおり読み替えにより運用させていただきたく、よろしく取り計らいお願いいたします。
今後ともご指導賜りますようお願いいたします。

添付資料

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画読み替え表

以 上

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画読み替え表

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画について下記のとおり読み替えを行う。

※読み替え箇所は下線にて明示しています。

現 行	読 み 替 え 後	理 由
別図４－１ 敷地境界放射線上昇事象が発生した場合の通報及び連絡経路 (原子炉施設)	別図４－１ 敷地境界放射線上昇事象が発生した場合の通報及び連絡経路 (原子炉施設)	
原子力防災管理者 →島根県知事 →松江市長 →鳥取県知事 →出雲市長 →安来市長 →雲南市長 →米子市長 →境港市市長 →松江市鹿島支所長 →松江市島根支所長 →島根県警察本部 →鳥取県警察本部 →松江警察署 →松江市消防本部 →自衛隊島根地方協力本部 →島根労働局 →松江労働基準監督署 →境海上保安部 →原子力保安検査官 →原子力防災専門官 →内閣府（内閣総理大臣） →内閣府（政策統括官付） →内閣府（政策統括官付） →内閣官房 →原子力規制委員会（原子力規制庁原子力防災政策課） →経済産業省（資源エネルギー庁原子力政策課） →中国経済産業局 →資源エネルギー環境部電力・ガス事業課	原子力防災管理者 →島根県知事 →松江市長 →鳥取県知事 →出雲市長 →安来市長 →雲南市長 →米子市長 →境港市市長 →松江市鹿島支所長 →松江市島根支所長 →島根県警察本部 →鳥取県警察本部 →松江警察署 →松江市消防本部 →自衛隊島根地方協力本部 →島根労働局 →松江労働基準監督署 →境海上保安部 →原子力保安検査官 →原子力防災専門官 →内閣府（内閣総理大臣） →内閣府（政策統括官（<u>原子力防災担当</u>）付） →内閣官房 →原子力規制委員会（<u>原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課</u>） →経済産業省（資源エネルギー庁原子力政策課） →中国経済産業局 →資源エネルギー環境部電力・ガス事業課	原子力規制委員会の体制の変更に伴う修正
：安全協定及び情報連絡に係る運用に基づく通報先	：安全協定及び情報連絡に係る運用に基づく通報先	

現 行	読 み 替 え 後	理 由
別図４－２ 警戒事態該当事象が発生した場合の連絡経路（原子炉施設） 原子力防災管理者 島根県知事 松江市長 鳥取県知事 出雲市長 安来市長 雲南市長 米子市長 境港市市長 松江市鹿島支所長 松江市島根支所長 島根県警察本部 鳥取県警察本部 松江警察署 松江市消防本部 自衛隊島根地方協力本部 島根労働局 松江労働基準監督署 境海上保安部 原子力保安検査官 原子力防災専門官 内閣府（内閣総理大臣） 内閣府（政策統括官付） 内閣官房 原子力規制委員会（原子力規制庁原子力防災政策課） 経済産業省（資源エネルギー庁原子力政策課） 中国経済産業局 資源エネルギー環境部電力・ガス事業課 ：原子力災害対策指針及び防災基本計画に基づく連絡先	別図４－２ 警戒事態該当事象が発生した場合の連絡経路（原子炉施設） 原子力防災管理者 島根県知事 松江市長 鳥取県知事 出雲市長 安来市長 雲南市長 米子市長 境港市市長 松江市鹿島支所長 松江市島根支所長 島根県警察本部 鳥取県警察本部 松江警察署 松江市消防本部 自衛隊島根地方協力本部 島根労働局 松江労働基準監督署 境海上保安部 原子力保安検査官 原子力防災専門官 内閣府（内閣総理大臣） 内閣府（政策統括官（原子力防災担当）付） 内閣官房 原子力規制委員会 （原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課） 経済産業省（資源エネルギー庁原子力政策課） 中国経済産業局 資源エネルギー環境部電力・ガス事業課 ：原子力災害対策指針及び防災基本計画に基づく連絡先	原子力規制委員会の体制の変更に伴う修正

現 行	読 み 替 え 後	理 由
別図４－４ 原災法第１０条第１項の規定に基づく通報経路（事業所外運搬） <pre> graph LR A[事業所外運搬責任者] -.-> B[原子力防災管理者] B --> C1[事象発生場所を管轄する都道府県知事] B --> C2[事象発生場所を管轄する市町村長] B --> C3[事象発生場所を管轄する警察署] B --> C4[事象発生場所を管轄する消防署] B --> C5[事象発生場所を管轄する自衛隊] B --> C6[事象発生場所を管轄する労働局] B --> C7[事象発生場所を管轄する労働基準監督署] B --> C8[事象発生場所を管轄する海上保安部] B --> C9[原子力保安検査官] B --> C10[原子力防災専門官] B --> C11[内閣府（内閣総理大臣）] B --> C12[内閣府（政策統括官付）] B --> C13[内閣官房] B --> C14["原子力規制委員会 (原子力規制庁 原子力防災政策課)"] B --> C15["経 済 産 業 省 (資源エネルギー庁 原子力政策課)"] B --> C16["中 国 経 済 産 業 局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課"] B --> C17["国 土 交 通 大 臣 { 事象発生が海上の場合 } { 海事局検査測度課 } { 事象発生が陸上の場合 } { 自動車局環境政策課 }"] </pre> □ : 原災法第１０条第１項の規定に基づく通報先	別図４－４ 原災法第１０条第１項の規定に基づく通報経路（事業所外運搬） <pre> graph LR A[事業所外運搬責任者] -.-> B[原子力防災管理者] B --> C1[事象発生場所を管轄する都道府県知事] B --> C2[事象発生場所を管轄する市町村長] B --> C3[事象発生場所を管轄する警察署] B --> C4[事象発生場所を管轄する消防署] B --> C5[事象発生場所を管轄する自衛隊] B --> C6[事象発生場所を管轄する労働局] B --> C7[事象発生場所を管轄する労働基準監督署] B --> C8[事象発生場所を管轄する海上保安部] B --> C9[原子力保安検査官] B --> C10[原子力防災専門官] B --> C11[内閣府（内閣総理大臣）] B --> C12[内閣府（政策統括官（原子力防災担当）付）] B --> C13[内閣官房] B --> C14["原子力規制委員会 (原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課)"] B --> C15["経 済 産 業 省 (資源エネルギー庁 原子力政策課)"] B --> C16["中 国 経 済 産 業 局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課"] B --> C17["国 土 交 通 大 臣 { 事象発生が海上の場合 } { 海事局検査測度課 } { 事象発生が陸上の場合 } { 自動車局環境政策課 }"] </pre> □ : 原災法第１０条第１項の規定に基づく通報先	原子力規制委員会の体制の変更に伴う修正

現 行	読 み 替 え 後	理 由
別図５－１ 敷地境界放射線上昇事象が発生した場合の通報後の連絡経路 (原子炉施設)	別図５－１ 敷地境界放射線上昇事象が発生した場合の通報後の連絡経路 (原子炉施設)	原子力規制委員会の体制の変更に伴う修正

現 行	読 み 替 え 後	理 由
別図５－２ 警戒事態該当事象が発生した場合の連絡後の連絡経路（原子炉施設） 原子力防災管理者 - 島根県知事 - 松江市長 - 鳥取県知事 - 出雲市長 - 安来市長 - 雲南市長 - 米子市長 - 境港市市長 - 松江市長島支所長 - 松江市長島根支所長 - 島根県警察本部 - 鳥取県警察本部 - 松江警察署 - 松江消防本部 - 自衛隊島根地方協力本部 - 島根労働局 - 松江労働基準監督署 - 境海上保安部 - 原子力保安検査官 - 原子力防災専門官 - 内閣府（内閣総理大臣） - 内閣府（政策統括官付） - 内閣官房 - 原子力規制委員会（原子力規制庁原子力防災政策課） - 経済産業省（資源エネルギー庁原子力政策課） - 中国経済産業局 - 資源エネルギー環境部電力・ガス事業課 ：原子力災害対策指針及び防災基本計画に基づく報告先	別図５－２ 警戒事態該当事象が発生した場合の連絡後の連絡経路（原子炉施設） 原子力防災管理者 - 島根県知事 - 松江市長 - 鳥取県知事 - 出雲市長 - 安来市長 - 雲南市長 - 米子市長 - 境港市市長 - 松江市長島支所長 - 松江市長島根支所長 - 島根県警察本部 - 鳥取県警察本部 - 松江警察署 - 松江消防本部 - 自衛隊島根地方協力本部 - 島根労働局 - 松江労働基準監督署 - 境海上保安部 - 原子力保安検査官 - 原子力防災専門官 - 内閣府（内閣総理大臣） - 内閣府（政策統括官（原子力防災担当）付） - 内閣官房 - 原子力規制委員会（原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課） - 経済産業省（資源エネルギー庁原子力政策課） - 中国経済産業局 - 資源エネルギー環境部電力・ガス事業課 ：原子力災害対策指針及び防災基本計画に基づく報告先	原子力規制委員会の体制の変更に伴う修正



現 行		読 み 替 え 後		理 由
別表１０ 原子力緊急事態支援組織		別表１０ 原子力緊急事態支援組織		
１． 原子力緊急事態支援組織の概要		１． 原子力緊急事態支援組織の概要		
実施主体	日本原子力発電株式会社	実施主体	日本原子力発電株式会社	
所 在 地	日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内 (所在地：福井県敦賀市杓見１６５－９－６)	所 在 地	日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内 (所在地：福井県敦賀市杓見１６５－９－６)	
施設概要	事務所兼研修室，資機材保管スペース，訓練施設，宿泊施設，駐車場 等	施設概要	事務所兼研修室，資機材保管スペース，訓練施設，宿泊施設，駐車場 等	
要 員 数	９名（組織長，対応要員）	要 員 数	９名（組織長，対応要員）	
２． 平常時の主な業務		２． 平常時の主な業務		
資機材の集中管理	保有資機材（４．参照）について集中管理を行い，使用可能な状態に整備する。	資機材の集中管理	保有資機材（４．参照）について集中管理を行い，使用可能な状態に整備する。	
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに，保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。	資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに，保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。	
資機材操作要員の養成訓練	原子力事業者の要員に対する資機材操作訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内，又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後，技能の定着を目的とした訓練を定期的（１回／年）に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス，運転操作等	資機材操作要員の養成訓練	原子力事業者の要員に対する資機材操作訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内，又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後，技能の定着を目的とした訓練を定期的（１回／年）に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス，運転操作等	
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し，資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認，支援対応に関する改善事項を確認する。	原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し，資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認，支援対応に関する改善事項を確認する。	
３． 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容		３． 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容		
災害発生時の連絡体制	10条通報 ・支援要請 発災事業者※ ⇄ (平日昼間) 支援組織長 (夜間・休日) 連絡当番者 ⇄ 状況報告 ⇨ 出動指示 支援組織要員 ※ 発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者	災害発生時の連絡体制	10条通報 ・支援要請 発災事業者※ ⇄ (平日昼間) 支援組織長 (夜間・休日) 連絡当番者 ⇄ 状況報告 ⇨ 出動指示 支援組織要員 ※ 発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者	
発災事業者への支援内容	・ 発災事業者からの支援要請後，支援組織の要員を招集し，資機材の輸送準備を開始する。 ・ 支援組織から輸送先施設までの資機材の輸送は，陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害，天候等）に応じた最適なルートにて行う。なお，状況に応じてヘリコプターによる発電所近郊までの輸送も考慮する。 ・ 災害発生状況に応じた資機材引渡し箇所にて，発災事業者へ資機材を引き渡すとともに，発災事業者が実施する資機材操作の支援及び資機材を活用した事故収束活動に係る助言を実施する。 ・ 以上の活動については，支援組織本部の指揮命令のもとに実施する。	発災事業者への支援内容	・ 発災事業者からの支援要請後，支援組織の要員を招集し，資機材の輸送準備を開始する。 ・ 支援組織から輸送先施設までの資機材の輸送は，陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害，天候等）に応じた最適なルートにて行う。なお，状況に応じてヘリコプターによる発電所近郊までの輸送も考慮する。 ・ 災害発生状況に応じた資機材引渡し箇所にて，発災事業者へ資機材を引き渡すとともに，発災事業者が実施する資機材操作の支援及び資機材を活用した事故収束活動に係る助言を実施する。 ・ 以上の活動については，支援組織本部の指揮命令のもとに実施する。	
４． 保有資機材一覧 資機材については１回／年保守点検を行う。また，不具合が長期にわたる場合には代替品を補充する。		４． 保有資機材一覧 資機材については１回／年保守点検を行う。また，不具合が長期にわたる場合には代替品を補充する。		
分類	名 称	数量	保管場所	
遠隔操作ロボット	現場を偵察（撮影，放射線測定）するロボット	2台	資機材保管スペース	
	偵察に必要な障害物を撤去するロボット	1台		
除染用資機材	除染用資機材	1式		
				原子力緊急事態支援組織の保有資機材数量追加に伴う変更
				※予備機含む

別表 1 7 他の原子力事業所で発生した原子力災害への原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与

	原子力防災組織	原子力防災要員等の派遣	原子力防災資機材の貸与	備考
環境放射線モニタリング，汚染検査，汚染除去に関する事項	放射線管理班	<u>3</u> 人	表面汚染密度測定用サーベイメータ	1. 準備数量については、全て程度とする。
			ガンマ線測定用サーベイメータ	2. 放射線測定車とは、原子力災害時に放射線量率の測定、空気中のダスト、ヨウ素のサンプリングが可能な設備を搭載した車両とする。
			ダストサンプラ	3. ホールボディカウンタは、配備完了次第適用する。
			個人用外部被ばく線量測定器	4. 可搬型モニタリングポストについては、当社の保有台数を記載する。
			高線量対応防護服	5. 支援にあたっては、陸路による輸送を基本とし、必要に応じて空路等の輸送手段を手配する。
			フィルタ付防護マスク	
			汚染防護服	
			ゴム手袋	
			遮へい材	
			放射線測定車	
			試料放射能測定装置	1台
			ホールボディカウンタ	1台
			可搬型モニタリングポスト	3台

現 行

別表 1 7 他の原子力事業所で発生した原子力災害への原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与

	原子力防災組織	原子力防災要員等の派遣	原子力防災資機材の貸与	備考
環境放射線モニタリング，汚染検査，汚染除去に関する事項	放射線管理班	<u>1.5</u> 人	表面汚染密度測定用サーベイメータ	1. 準備数量については、全て程度とする。
			ガンマ線測定用サーベイメータ	2. 放射線測定車とは、原子力災害時に放射線量率の測定、空気中のダスト、ヨウ素のサンプリングが可能な設備を搭載した車両とする。
			ダストサンプラ	3. ホールボディカウンタは、配備完了次第適用する。
			個人用外部被ばく線量測定器	4. 可搬型モニタリングポストについては、当社の保有台数を記載する。
			高線量対応防護服	5. 支援にあたっては、陸路による輸送を基本とし、必要に応じて空路等の輸送手段を手配する。
			フィルタ付防護マスク	
			汚染防護服	
			ゴム手袋	
			遮へい材	
			放射線測定車	
			試料放射能測定装置	1台
			ホールボディカウンタ	1台
			可搬型モニタリングポスト	3台

読 み 替 え 後

原子力災害時における原子力事業者間協力協定，細則の変更に伴う変更

原子力災害時における原子力事業者間協力協定，細則の変更に伴う変更

理 由